

家庭内で起きる乳幼児の思わぬ事故に注意 ～倒れるもの、高温のものは乳幼児の周りから遠ざけて～

乳幼児^{※1}は成長するに伴い、はいはい、つかまり立ち、ひとり歩きと行動範囲が広がり^{※2}、家庭内の様々なものに興味を示すようになります。その結果、家具や電気製品を倒す、高温部に触るなどで思わぬ製品事故が発生しています。こうした事故を防ぐために、事故につながる可能性のある家具や電気製品をあらかじめ乳幼児の手の届かないところに遠ざけることが重要です。以下の家庭内で気をつけるポイントも確認し、乳幼児の事故を未然に防ぎましょう。

NITE(ナイト)が収集した6歳までの乳幼児の製品事故のうち、家庭内において乳幼児の行動を伴って発生した事故^{※3}は、平成23年度から平成27年度までの5年間に合計60件あります。この中で、23%は死亡・重傷事故(死亡2件、重傷12件)となっています^{※4}。年齢別では1歳児の事故が多く(16人)、また死亡・重傷事故は3歳以下で発生しています。

事故の内容としては、乳幼児が家具や電気製品に興味を示して倒し打撲を負ったり、つかまり立ちをした際にお湯や蒸気に触れてやけどを負うなどが多くなっていますが、おもちゃなどを口にくわえたまま転倒したり、その部品を飲み込んだりする事故も発生しています。

■ 主な事故事例

- 3歳の男児が、衣類を取ろうと自宅で5段あるたんすの引出を最下段から3段目まで全開にしたところ、たんすのバランスが崩れて転倒し、全身に打撲を負った。
(平成23年8月、埼玉県、軽傷)
- 1歳の男児が、炊飯中の電気炊飯器を倒してふたが開いたため、男児に内容物がかかり、重度のやけどを負った。(平成27年7月、東京都、重傷)
- 10か月の男児が、保護者が目を離した隙に自宅のウォーターサーバーの温水レバーに触り、熱湯が出て手に重度のやけどを負った。(平成27年5月、鹿児島県、重傷)
- 11か月の男児が、保護者が目を離した隙に、自宅の加湿機能付セラミックヒーターの蒸気吹き出し口に手を触れ、指にやけどを負った。(平成27年12月、東京都、軽傷)
- 1歳の男児が、自宅で幼児用おもちゃから部品を取り外し、口にくわえて遊んでいたところ、転倒して口に裂傷を負った。(平成26年5月、東京都、軽傷)
- 1歳の男児が、自宅で歯ブラシをくわえたまま、父親と追いかけてっこをしていたところ転倒し、歯ブラシの先端で口内を突いてけがを負った。(平成27年12月、三重県、軽傷)

■ 家庭内での乳幼児による製品事故を防止するための気をつけるポイント

- 家具や電気製品などで、乳幼児が思わぬ事故を起こす可能性があることを意識する
- 乳幼児が転倒させたり、お湯・蒸気など高温部に触ったりする可能性のある家具・電気製品などは、あらかじめ手の届かないところに遠ざける
- おもちゃや歯ブラシなどを口にくわえたままにさせない。また、乳幼児が飲み込まないように、おもちゃの部品などが外れないことを確認する
- 保護者の方は製品の取扱説明書で、安全な使い方、やってはいけないことを確認する

- (※1) 本資料では、1歳未満の子どもを「乳児」、1歳以上6歳以下の子どもを「幼児」と定義。
- (※2) 乳幼児の成長に伴う行動の発達については、例えば、以下の文献を参照。
西田佳史，木村陽一，山中龍宏，“日常系の科学技術：乳幼児事故予防のための日常行動モデリング，”計測と制御，
Vol.45， No.12， pp.1010-1017， December 2006
- (※3) 平成29年1月31日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。
平成23年度～平成27年度において、家庭内で乳幼児が被害を負った製品事故のうち、「乳幼児の行動」によって引き起こされた事故。「ほ乳瓶が突然割れた」などの「乳幼児の行動」によらない事故は含めていない。
- (※4) 死亡・重傷事故の詳細はP.13の別紙2を参照。

1. 事故の発生状況

NITEが収集した製品事故情報のうち、平成23年度から平成27年度までに、家庭内で発生した乳幼児の製品事故60件について、事故の発生状況を次の(1)～(4)に示します。

(1) 年度別及び被害状況別 事故件数

図1に「年度別 事故件数」、図2に「被害状況別 事故件数」を示します。

事故件数を年度毎にみると、毎年10件以上発生しており、平成27年度では、重傷事故が3件、軽傷事故が8件ありました。5年間の事故を被害状況別にみると、死亡・重傷事故の割合は全体の23%（14件）となっています。

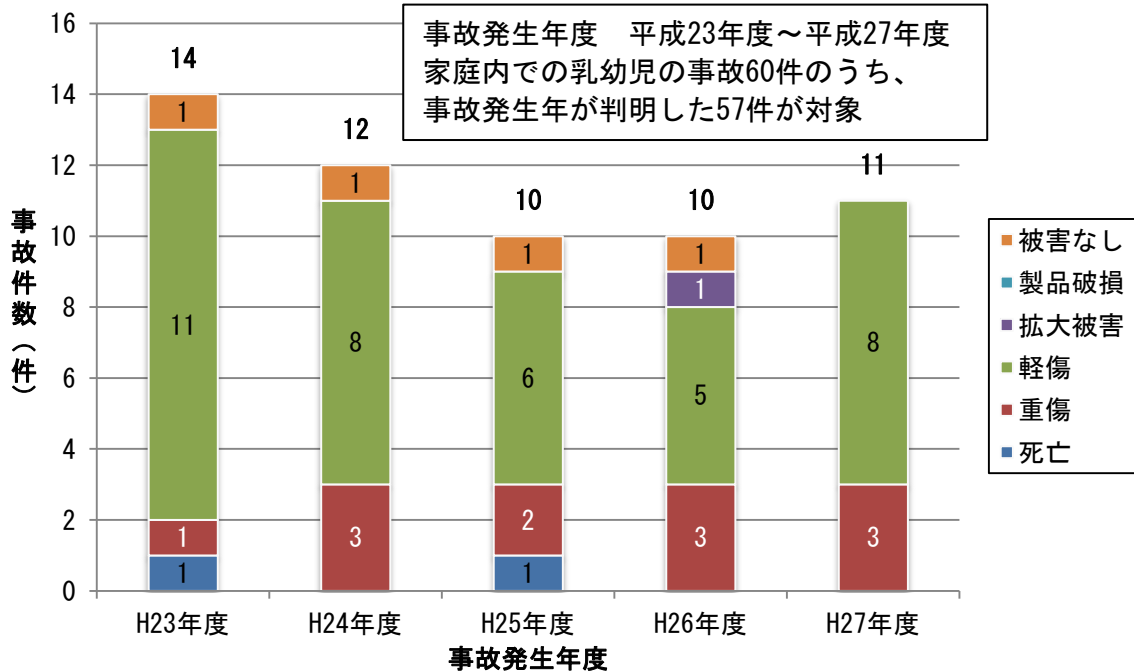


図1 年度別 事故件数

事故発生年度 平成23年度～平成27年度 家庭内での乳幼児の事故60件が対象

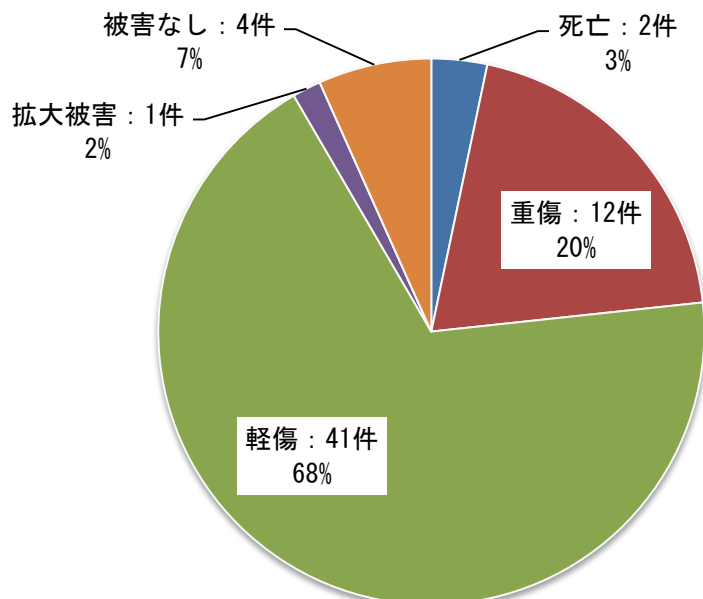


図2 被害状況別 事故件数

(2) 乳幼児の年齢別 被害者数

図3に「乳幼児の年齢別 被害者数」を示します。

1歳児が被害にあうケースが最も多く、16人がけがを負っています。また、3歳以下の乳幼児が死亡・重傷といった重篤な被害にあっています。これは、1歳ぐらいから、はいはいやつかまり立ち、ひとり歩きといった行動ができるようになり、周囲への興味関心が増え、行動範囲が一気に広がる一方、まだ十分に危険を認識できないからだと考えられます。

死亡事故2件について、以下に示します。(死亡・重傷事故14件の概要については、P.13の別紙2を参照。)

- 9か月の男児が電気ポットに触ってふたが開き、転倒させたことでお湯がかかって、やけどを負って死亡した
- 2歳の女児が木製のおもちゃで遊んでいたところ、外れた部品をのみ込んでしまい、窒息して死亡した

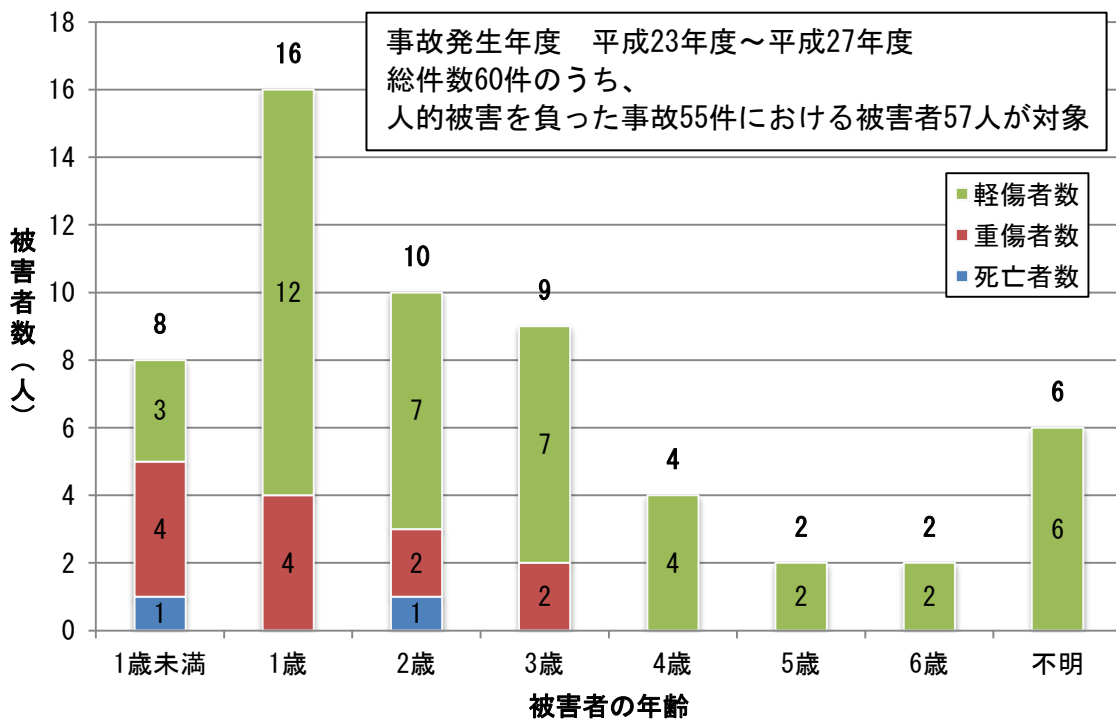


図3 乳幼児の年齢別 被害者数

(3) 事故原因区分別 被害状況

図4に「事故原因区分別 被害状況」を示します。

事故原因区分（別紙1参照）に基づいて分類すると、

- 製品に起因する事故（事故原因区分 A、B、C、G3） 24 件（40%）
- 製品に起因しない事故（事故原因区分 D、E、F） 24 件（40%）
- 原因不明のもの（事故原因区分 G3 を除く G） 3 件（5%）
- 調査中のもの（事故原因区分 H） 9 件（15%）

となっています。

家庭内での乳幼児の製品事故では、「製品に起因する事故」と「製品に起因しない事故」がそれぞれ 24 件（40%）と同数で、合計で死亡事故が 2 件、重傷事故が 11 件、軽傷事故が 32 件発生しています。「製品に起因する事故」24 件を詳細にみると、最も多いのは「B: 製品及び使い方に問題があったもの」で、使用方法も関係した事故となっており、死亡事故が 1 件、重傷事故が 6 件、軽傷事故が 9 件発生しています。例えば、乳幼児がウォーターサーバーにつかまり立ちして、温水コックに触れてお湯が出て、やけどを負った事故などがあり、保護者の不注意も要因として注意喚起するとともに、温水コックが乳幼児の手に触れる位置にあるため安全設計に配慮すべきと判断した事故です。また、「製品に起因しない事故」では火災事故が 1 件発生していますが、これは、幼児が空気清浄機を置いているトイレ内で消臭スプレーを大量に噴霧したことにより、空気清浄機の静電気が消臭スプレーに含まれる可燃性ガスに引火した事故です。

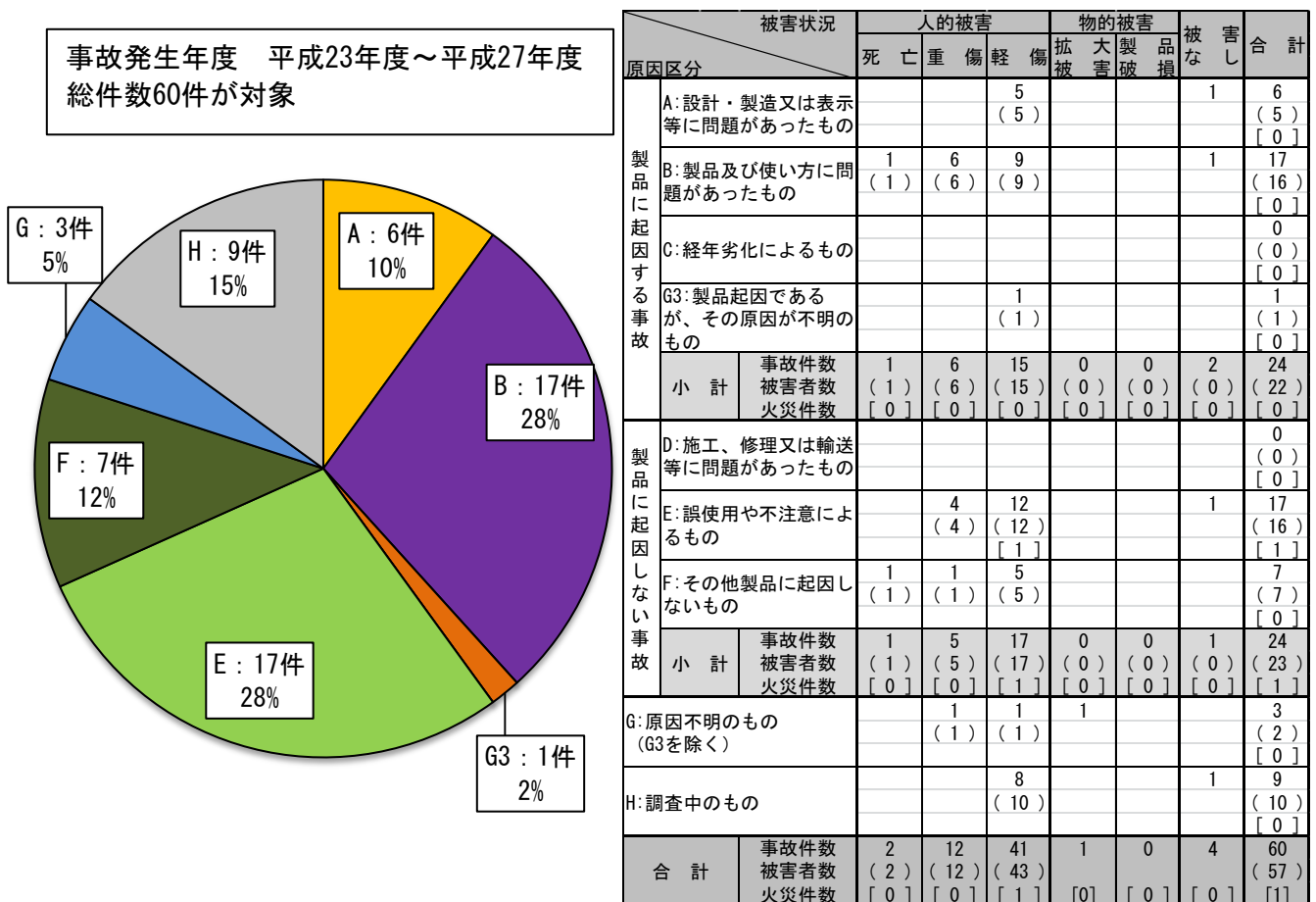


図4 事故原因区分別 被害状況※5

(※5) 平成 29 年 1 月 31 日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。() は被害者数。[] は火災件数。
人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）に留まらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(4) 乳幼児の行動別 事故件数

家庭内で発生した乳幼児の製品事故 60 件について、表 1 に「乳幼児の行動別 事故件数」を示します。表をみると、特に、「興味を示して触った」、「つかまり立ちをした」、「製品を持ったまま転んだ」といった乳幼児の行動がきっかけの事故が多くみられます。

表 1 乳幼児の行動別 事故件数※6

乳幼児の行動	年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	年齢不明	合計
家具や電気製品などを倒してけが		2	3	4	1	2	0	1	4	17
たんすから引出を引くなどした際にたんすが倒れ、けがを負った		1		3	1			1	3	9
加湿器や電気ポットなどを転倒させてやけどを負った		1	2	1					1	5
物干し用のハンガースタンドや姿見を倒してけがを負った			1			1				2
熱湯が入った水筒を転倒させてやけどを負った						1				1
乳幼児が高温部に触ってやけど		4	5	4	1	1	0	0	0	15
ウォーターサーバーにつかまり立ちして、温水コックに触れてお湯がかかり、やけどを負った		2	3	4	1					10
ストーブにつかまり立ちをするなどして高温部に触れ、やけどを負った		1	2							3
つかまり立ちをするなどして加湿器等の蒸気吹出口に手を触れてやけどを負った		1				1				2
おもちゃなどを持った乳幼児が転んでけが		0	5	1	3	1	0	0	0	10
おもちゃを持ったりくわえたりした状態で、転んでけがを負った			2		2	1				5
歯ブラシを持ったりくわえたりした状態で、転んでけがを負った			2							2
家庭内で転んで、ほ乳瓶が割れてけがを負った			1							1
家庭内で転んで、ベッドの角にぶつかってけがを負った				1						1
浴室から脱衣所に出る際に転んでけがを負った					1					1
製品の部品をのみ込んだ		0	2	2	0	0	1	0	0	5
おもちゃなどから外れたボタン電池をのみ込んだ			2	1						3
おもちゃの部品をのみ込んだ				1						1
容器に入ったお菓子を容器ごとのみ込んだ							1			1
いすから落下した		1	1	1	0	0	0	0	0	3
幼児用いすのベルトをしなまま座って、動くなどして落ちた			1	1						2
テーブル上にいすを置いて座らせていたところ、椅子から抜け出してテーブルから落ちた		1								1
隙間などに手指を入れてけが		0	0	0	1	0	1	0	0	2
アイスクリームメーカーの投入口に手を突っ込んだ					1					1
おもちゃの可動部に指を入れてけがを負った							1			1
その他		1	2	0	2	0	1	0	2	8
子どもが乳幼児用移動防止柵につかまったところ、柵が外れ転倒しけがを負った									2	2
おもちゃの使用方法を誤ってけがを負った					1					1
おもちゃのひもが手首に巻きつき、自力によって強く締めつけた		1								1
狭い空間内でスプレーを大量噴霧した							1			1
テレビ台と窓の隙間に入り込もうとした			1							1
ノートパソコンの排気の近くに体の一部を置いて低温やけどを負った			1							1
ぶら下がっていた手すりが折れ、落下した					1					1
合計		8	18	12	8	4	3	1	6	60

(※6) 平成 29 年 1 月 31 日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

2. 乳幼児の製品事故事例と気をつけるポイント

前章で、家庭内における乳幼児の製品事故について、乳幼児の行動別の事故件数を確認しましたが、ここでは具体的に、図5「家庭内での乳幼児の製品事故事例」で代表的な具体例を示します。

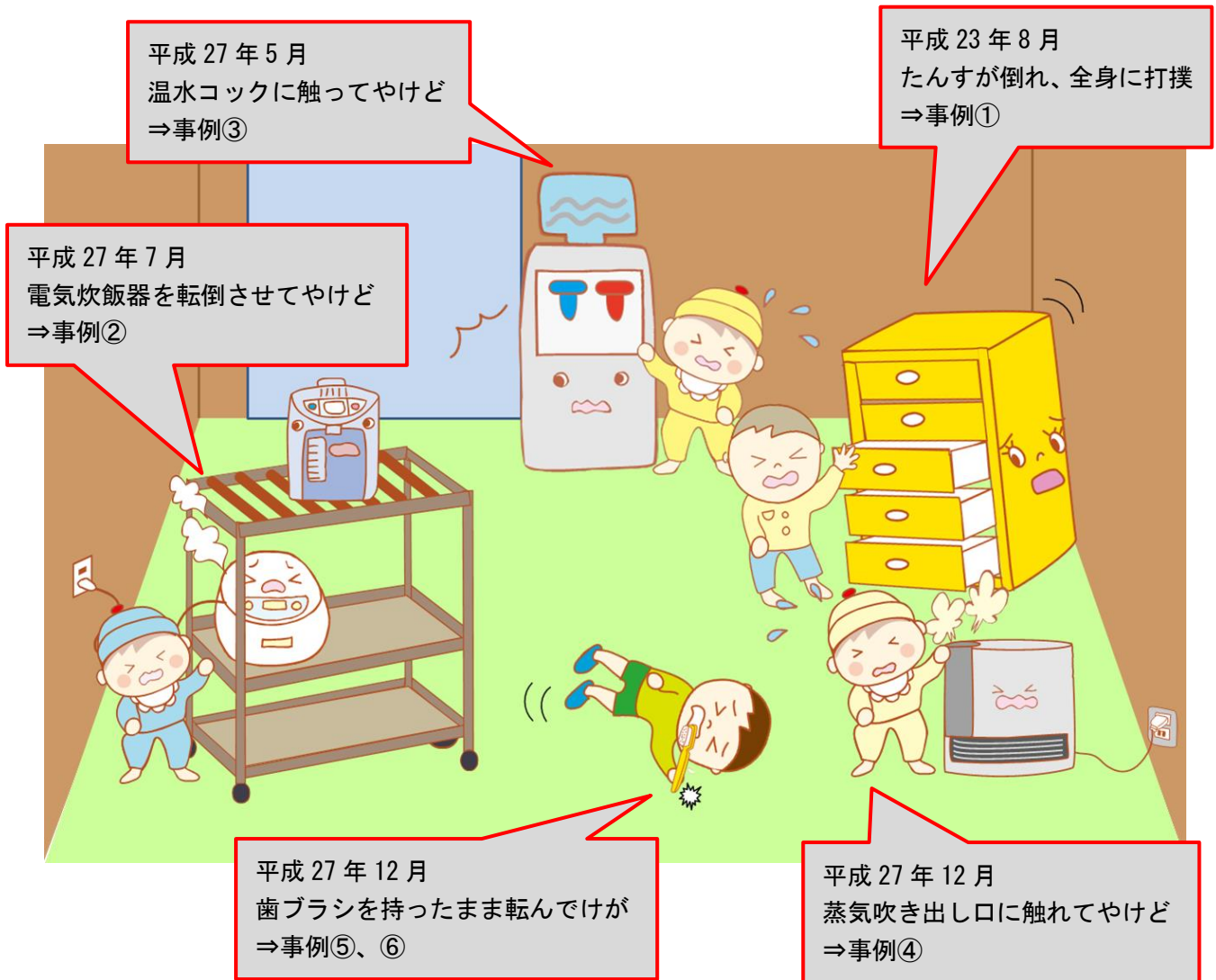


図5 家庭内での乳幼児の製品事故事例

次ページから、図5に挙げた各事例について、事故原因を詳細に確認するとともに、乳幼児の製品事故を防ぐためのポイントを紹介します。

- ① たんすから引出を引くなどした際、たんすが倒れ、けがを負った
平成 23 年 8 月 5 日（埼玉県、3 歳男児、軽傷）

【事故の内容】

自宅で幼児が衣類を取ろうとたんすの引出を引いたところ、たんすが倒れ、全身に打撲を負った。

【事故の原因】

幼児が 5 段ある引出を最下段から 3 段目まで全開にしたため、バランスが崩れてたんすが倒れたと考えられる。

なお、取扱説明書には、「倒れるおそれがあるので、引出を複数段同時に開けない、乳幼児等にたんすで遊ばせない」等の、注意事項が記載されていなかった。



- ② 電気炊飯器を転倒させてやけどを負った
平成 27 年 7 月 19 日（東京都、1 歳男児、重傷）

【事故の内容】

自宅で炊飯中、幼児が電気炊飯器を抱えた状態で転倒し、やけどを負った。

【事故の原因】

保護者が電気炊飯器を幼児の手の届くところに置いて使用していたため、炊飯時ふたがロックする前（急速加熱工程前）に、幼児が電気炊飯器を引きずり落下させ、ふたが開いて内容物がこぼれたと考えられる。

なお、取扱説明書には、「幼児だけで使わせたり幼児の手の届くところで使ったりしない、圧力炊飯中は絶対にふたを開けたり移動させたりしない、やけどをするおそれがある」旨、記載されていた。



- ③ ウォーターサーバーにつかまり立ちして、温水コックに触れてお湯がかかり、やけどを負った
平成 27 年 5 月 10 日（鹿児島県、10 か月男児、重傷）

【事故の内容】

保護者が目を離れた際に乳児が自宅のウォーターサーバーの温水レバーに触っていたところ、両手に熱湯がかかってやけどを負った。

【事故の原因】

ウォーターサーバーには、チャイルドロック機構（ボタンを押さなければコップ等を温水レバーに押しつけてもお湯が出ない構造）が搭載されていたが、乳児が触っているうちに熱湯が出てやけどを負ったと考えられる。

なお、当該製品には、温水コックを完全に覆いボタンが押せない樹脂製カバーが装備されていたが、使用されていなかった。



④ **つかまり立ちをして加湿器等の蒸気吹き出し口に手を触れてやけどを負った**

平成 27 年 12 月 27 日（東京都、11 か月男児、軽傷）

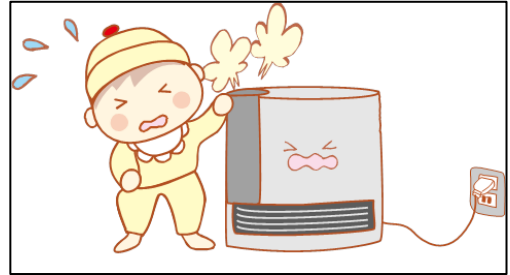
【事故の内容】

自宅で加湿機能付きのセラミックヒーターを使用していたところ、乳児が蒸気吹き出し口に手を触れ、指にやけどを負った。

【事故の原因】

保護者が目を離れた際に乳児がつかまり立ちをして蒸気の吹き出し口に手をついてしまい、やけどを負ったと考えられる。

なお、本体の蒸気吹き出し口には、「やけどのおそれがあるため、蒸気吹き出し口をさわったり、顔などを近づけない」旨、表示されていた。

⑤ **おもちゃをくわえた状態で、転んでけがを負った**

平成 26 年 5 月 16 日（東京都、1 歳男児、軽傷）

【事故の内容】

自宅で幼児が転倒し、くわえていたおもちゃの部品（キャップ）で口に裂傷を負った。

【事故の原因】

幼児は事故発生前からキャップを口にくわえる習慣があり、キャップをくわえて転倒したため、口に裂傷を負ったと考えられる。

なお、キャップは指などが入らないようにおもちゃの穴をふさぐためのものであったが、キャップのつまみに指を引っかけることで、幼児の力でも容易に外れる構造であった。

⑥ **歯ブラシをくわえた状態で、転んでけがを負った**

平成 27 年 12 月 31 日（三重県、1 歳男児、軽傷）

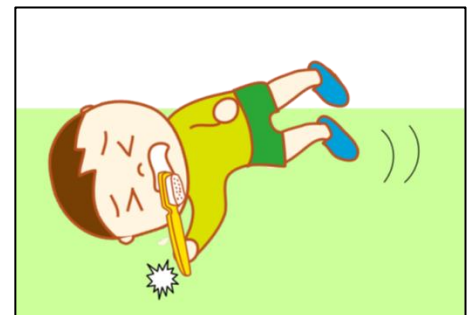
【事故の内容】

幼児がお風呂上がりに歯ブラシ（仕上げ用）をくわえたまま、父親と追いかけてっこをしていたところ転倒し、口の中にけがを負った。

【事故の原因】

幼児が歯ブラシをくわえたまま走り、転倒した際に歯ブラシの先端で口内を突き、けがを負ったと考えられる。

なお、仕上げ用歯ブラシであることから、取扱説明書には、「誤ってのどを突くことなどがあるため、子供に持たせない」旨、記載されていた。



家庭内における乳幼児の製品事故を防ぐための5つのポイント

1. 家具や電気製品などで、乳幼児が思わぬ事故を起こす可能性があることを意識する

表1や事例①～⑥でみたように、家の中には、大人が気付きにくい乳幼児にとっての危険があり、思わぬ事故に至ることがあります。このような危険があることを把握した上で、乳幼児の行動を“見守る”ことが大切ですが、保護者の方が“ちょっと”目を離れた際に発生している事故も多くあります。普段から、乳幼児の行動や興味を示しそうなものに、やけどの危険がないか、飲み込んでしまいそうなものがないか意識して見直してみましょう。また、危険な行為を見かけたときには、すかさず何がどのように危険なのか教えるようにしましょう。

例えばたんすでは、引出が幼児の力で簡単に全開できる製品が増え、複数段引き出したり、ぶら下がったりすると転倒するおそれがあります。たんすを使用する際は、引出を幼児に開かせないための市販の固定具を使用したり、たんすを壁に固定するなどの転倒対策をしてください。

2. 乳幼児が転倒させたり、お湯・蒸気など高温部に触ったりする可能性のある家具・電気製品などは、あらかじめ手の届かないところに遠ざける

乳幼児は成長に伴い、いろいろなものに興味を示すようになります。加湿器の蒸気などに手を触れようとする、興味を示して動き回り電源コードに足を引っかけて製品を転倒させる、もしくは乳幼児が転ぶことで思わぬ事故につながることもあります。

また、電気ストーブなど製品の表面が高温になるものや、熱湯を蓄えたウォーターサーバーは、乳幼児がつかまり立ちをすると、高温部や温水に触れてやけどを負うことがあります。

乳幼児の行動範囲内に電源コードや電気ポット、加湿器を置かない、ストーブやウォーターサーバーは乳幼児の手の届かないところに設置するなど、乳幼児が興味を示して触れると危険なものは事前に周囲から遠ざけるようにしてください。

(参考) ウォーターサーバー^{*7}について

ウォーターサーバーは、本体内部に、常時、約70℃～90℃の熱湯が蓄えられており、乳幼児が熱湯を出す温水コックに触ったりすると、やけどを負うおそれがあります。特に3歳以下の乳幼児がいる場合は、柵などを設けて、ウォーターサーバーに近寄れないようにすることも、やけど事故を防ぐ一つの手段です。

また、ウォーターサーバーにはチャイルドロック機構が備わっていますが、定期的にチャイルドロックが正常に作動するか確認するとともに、チャイルドロックを解除する際は、解除の様子を乳幼児に見せないように注意してください。乳幼児は観察力が鋭く、大人や兄弟のまねをしたがります。



(図) 事故防止対策(イメージ)

(※7) ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故について、NITEが注意喚起を行っていますのでご参考ください。

平成27年4月23日「ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故の防止」

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2015fy/prs15042302.html>

3. おもちゃや歯ブラシなどを口にくわえたままにさせない。また、乳幼児が飲み込まないように、おもちゃの部品などが外れないことを確認する

ひとり歩きを始めた乳幼児は、まだ十分に身体が安定しないため転びやすく、また危険を十分に認識できません。おもちゃや歯ブラシを口にくわえていても、自分がやりたいことに意識が向いたときにすぐ行動に移してしまいます。転んで、製品でけがをしないように、たとえ口にくわえて遊ぶことを想定したおもちゃや、喉突き防止の安全対策を施した歯ブラシ等であっても、保護者が必ず見守るとともに、くわえたまま動き回らせたり、他のことをやらせたりしないでください。

また、おもちゃの部品が外れ、その部品を乳幼児が飲み込んだ事故も発生しています。定期的におもちゃから口に入るサイズの部品が外れないか確認してください。

4. 製品の取扱説明書で、安全な使い方、やってはいけないことを確認する

メーカーは製品開発と併せて、事故が再発しないように、今まで発生した事故を踏まえて、取扱説明書にいろいろな注意表示を記載しています。乳幼児に起こる事故については、うっかり見落としてしまうものもあります。その予防のためにも取扱説明書を再確認することをおすすめします。

5. リコール製品を知らずに使い続けていないか確認する

お使いの製品がリコール対象製品ではないか、今一度確認してください。

なお、NITE ホームページにおいて、平成元年度（1989 年度）以降にメーカーや販売事業者などの事業者が行ったリコール情報を収集したデータベースを公開しており、リコール情報の検索を行うことができます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合は、「NITE リコール」等の単語で検索してください。



お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 嶋津 勝美
担当者 穴井、田代

- 記者説明会当日
電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870
- 記者説明会翌日以降
電話：06-6612-2066 FAX：06-6612-1617

事故原因区分について

本文中では、事故原因区分を以下の表のように分類しています。

表 事故原因区分一覧

	区分 記号	本文表記	事故原因区分
製品に 起因する 事故	A	設計、製造又は表示等に問題があったもの	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの
	B	製品及び使い方に問題があったもの	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの
	C	経年劣化によるもの	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品に起因するが、その原因が不明なもの
製品に 起因しない 事故	D	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの
	E	誤使用や不注意によるもの	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの
	F	その他製品に起因しないもの	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの
その他	G	原因不明のもの（G3は除く）	焼損が著しいなどによって、原因が特定できず不明なもの 事故品が入手できないなど調査が行えないもの
	H	調査中のもの	調査中のもの

死亡・重傷事故の概要について

以下に参考情報として、死亡・重傷事故の被害状況の概要を示します。

No	発生日	発生場所	品名	被害状況	事故原因
①	平成 23 年 12 月 18 日	大阪府	ウォーターサーバー	温水コックを触ってやけど 2 歳の男児・重傷	保護者の不注意、設計不良 (事故原因区分：B)
②	平成 23 年 11 月 3 日	秋田県	電気ポット	ポットを倒してお湯がかりやけど 9 か月の男児・死亡	製品に起因しない事故 (事故原因区分：F)
③	平成 24 年 7 月 26 日	香川県	ウォーターサーバー	温水コックを触ってやけど 3 歳の女児・重傷	保護者の不注意、設計不良 (事故原因区分：B)
④	平成 24 年 10 月 31 日	福岡県	幼児用いす	いすから抜け出して落下 7 か月の女児・重傷	保護者の不注意、取扱説明書の不備 (事故原因区分：B)
⑤	平成 25 年 1 月 19 日	京都府	石油ファンヒーターの吹き出し口ガード	吹き出し口に触れてやけど 11 か月の男児・重傷	故障状態で使用を継続 (事故原因区分：E)
⑥	平成 25 年 5 月 29 日	山口県	ほ乳瓶	ほ乳瓶を割って左手を負傷 1 歳の男児・重傷	保護者の不注意 (事故原因区分：E)
⑦	平成 25 年 6 月 23 日	岐阜県	木製玩具	おもちゃの部品を誤嚥 2 歳の女児・死亡	対象年齢外の使用、設計不良 (事故原因区分：B)
⑧	平成 25 年 8 月 26 日	東京都	耳かき (LED ライト付き)	ボタン電池が外れ誤嚥 1 歳の男児・重傷	保管場所が不適切、設計不良 (事故原因区分：B)
⑨	平成 26 年 3 月 25 日	岡山県	加湿器	加湿器を倒してお湯がかりやけど 2 歳の男児・重傷	製品に起因しない事故 (事故原因区分：F)
⑩	平成 26 年 2 月	宮城県	ドア (浴室用)	浴室から脱衣所に出る際に転倒 3 歳の男児・重傷	事故当時の状況を確認できず原因不明 (事故原因区分：G)
⑪	平成 26 年 11 月 22 日	大阪府	ウォーターサーバー	温水コックを触ってやけど 1 歳の男児・重傷	保護者の不注意、設計不良 (事故原因区分：B)
⑫	平成 27 年 5 月 10 日	鹿児島県	ウォーターサーバー	温水コックを触ってやけど 10 か月の男児・重傷	保護者の不注意 (事故原因区分：E)
⑬	平成 27 年 7 月 19 日	東京都	電気炊飯器	炊飯器ごと転倒し内容物をかぶってやけど 1 歳の男児・重傷	設置場所が不適切 (事故原因区分：E)
⑭	平成 28 年 3 月 23 日	広島県	ウォーターサーバー	温水コックを触ってやけど 9 か月の男児・重傷	保護者の不注意、設計不良 (事故原因区分：B)

乳幼児が誤って触れる場合を考慮した安全性の高い製品について

事業者は、今までに発生した事故やヒヤリハットを踏まえ、乳幼児が誤って触れる場合を考慮した安全性の高い製品を開発しています。(以下の例を参照。) また、平成 19 年からキッズデザイン協議会により「キッズデザイン賞」という顕彰制度が設けられ、「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」「創造性と未来を拓くデザイン」そして「子どもたちを産み育てやすいデザイン」の実現・普及に貢献しています。「乳幼児の製品事故を防ぐために、より安全性に配慮された製品への買い換えも選択肢の一つです。

(例)

事故・ヒヤリハット	安全性への配慮
「ジューサーミキサー」で遊んでいて、手を入れたまま電源を入れてしまい、指を切った。	ふたを閉めなければ回転しない構造にするとともに、保護スイッチのガード機能などを付けたミキサー
ブラインドのひもが首にまきつき、危うく窒息するところだった。	操作コードそのものを筐体内部に格納。 操作コードをループ状ではなく 1 本にしたブラインド
ボールペンのキャップを飲み込んだ。	誤って飲み込んだ場合にも窒息を防ぐために、ふたに通気口を設けたマーカー
留守番中にライターの火遊びで火災がおきた。	チャイルドロック機能を付加することで乳幼児が容易に着火できない構造にしたライター。
台所の炊飯器の湯気に手をかざしてやけどを負った。	蒸気レス化した IH ジャー炊飯器 また炊飯中にふたオープンボタンを押してもふたが開かないチャイルドロック機能を装備。
自宅の室内でドアに小指を挟み、皮膚がむけ変色。	蝶番をやめ、隙間を大幅に縮小し、足下には樹脂カバーを付けたドア
はいはいをしていて、床に置いた電気ケトルを倒してしまい、お湯がかかってやけどした。	転倒流水防止装置や蒸気レス構造を装備した電気ポットや電気ケトル
加湿器の蒸気に手をかざしてやけどを負った。	スチーム吹き出し温度を低くした加湿器
歯ブラシをくわえたまま室内を走って転倒し、歯ブラシで口内を突いた。	力が加わるとネックやボディが曲がる歯ブラシ。 ヘッドとグリップの間に丸いつば状の安全ガード

キッズデザイン賞の概要については以下のホームページをご参照ください。

<http://www.kidsdesign.jp/kidsdesign/>



キッズデザイン賞を受賞した製品は、以下の URL より検索することができます。

<http://www.kidsdesignaward.jp/search/>

